

勤労市民ニュース

平成 24 年 9 月 28 日 NO93
編集発行 鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当
鎌倉市小袋谷 2-14-14 レイ・ウェル鎌倉内
電話 0467-47-1771
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため

労働者派遣法が改正されました

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(平成 24 年 4 月 6 日公布)

施行日 平成 24 年 10 月 1 日

改正により事業主に新たに課される主な事項は、

…派遣元事業主の方…

- ★日雇派遣の原則禁止 … 雇用期間が 30 日以内の日雇い派遣は原則禁止になりました。
- ★グループ企業派遣の 8 割規制・実績報告の義務化 … 派遣会社が本来果たすべき労働力需給調整機能としての役割が果たされないことから、グループ企業に派遣する割合は全体の 8 割以下に制限されます。
- ★離職後 1 年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止
- ★マージン率などの情報提供と派遣料金の明示 … 関係者には派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取組状況などの情報提供が義務化され、派遣労働者には「労働者派遣に関する料金額（派遣料金）」の明示が義務化されます。
- ★待遇に関する事項などの説明 … 労働契約前に、派遣労働者として雇用する者に対し、雇用された場合の賃金の見込み額や待遇、派遣会社の事業運営に関すること、労働者派遣制度の概要などの説明をすることが義務化されます。
- ★有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置 … 派遣労働者が無期雇用になるため、雇用期間が通算 1 年以上の派遣労働者の希望に応じ様々な措置をとるよう努めなければなりません。
- ★派遣労働者が無期雇用労働者か否かを派遣先への通知事項に追加
- ★均衡待遇の確保 … 派遣労働者の賃金や教育訓練、福利厚生などについて均衡に向けた配慮が求められます。

…派遣先の方…

- ★離職後 1 年以内の元従業員を派遣労働者として受け入れ禁止（該当する場合は派遣会社に通知）
- ★派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置 … 派遣先の都合により派遣契約を解除する場合、派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当などの支払いに要する費用の負担などの措置を取ることが義務となります。
- ★均衡待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力 … 派遣会社に対し必要な情報を提供するなどの協力が求められます。

★労働契約申込みみなし制度（平成27年10月1日施行）・・・この制度は、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点で、派遣先が派遣労働者に対して直接雇用の申込みをしたものとみなす制度です。

改正により派遣労働者・労働者の方は

派遣先のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などがわかるようになります。

派遣会社は必ず、待遇に関する事項の説明をします。

派遣先の社員との均衡（賃金など）が配慮されるようになります。

希望により有期雇用から期間の定めのない雇用への転換が進められるようになります。

日雇い派遣は、雇用期間が30日以内の労働契約のときは認められません。

離職後1年以内に、派遣労働者としてもとの勤務先に派遣されることはありません。

詳しくは、

厚生労働省 HP : http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/

神奈川労働局需給調整事業課 : TEL 045 - 650 - 2810

平成25年4月1日から

障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者雇用制度の法定雇用率が、平成25年4月1日から変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年 4月1日 以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけています。また法定雇用率を少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮し政令で定めるとしており、今回の変更は同法の規定に基づくものです。

ご注意

特に、従業員50人以上56人未満の事業主の方は、ご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。また、毎年6月1日時点の障害者雇用状況のハローワークへの報告や、障害者雇用推進者を選任する義務があります。

詳しくは神奈川労働局、ハローワークにお問い合わせください。

詳細・・・厚生労働省 HP : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/04.html>

神奈川県最低賃金が改正されます

神奈川県最低賃金 時間額 849 円

発効日 平成 24 年 10 月 1 日

(塗料製造業などの業種については、産業別最低賃金が別に改定される予定です)

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わねばならないとする制度です。常用・臨時・パート・アルバイト等、すべての労働者とその使用者に適用されます。また、以下の 4 業種については、平成 24 年 10 月 1 日より、同業種の金額が改定されるまでの間、県最低賃金額の 849 円が適用されます。

- ◎ 神奈川県非鉄金属・合金圧延業及び電線・ケーブル製造業
- ◎ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ◎ 輸送用機械器具製造業 ◎ 自動車小売業

なお、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の方々のために、「神奈川県最低賃金総合相談支援センター」が設置されています。

詳細：神奈川労働局 http://kanagawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/news_topics/kijun/toushin.html

神奈川労働局労働基準部賃金課 TEL:045-211-7354

平成 24 年度「全国労働衛生週間」10 月に実施

平成 24 年度「全国労働衛生週間」スローガン

心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理

今年度のスローガンは、今年 5 月の一般公募で応募のあった 377 作品の中から選考、決定されました。近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和 25 年から毎年実施しているもので、今年で 63 年目です。毎年 10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、各職場でさまざまな取り組みを展開しています。



厚生労働省 HP: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ghpr.html>

湘南勤労者福祉サービスセンターがスタートします！

（社）鎌倉市勤労者福祉サービスセンター（愛称：ゆうゆう鎌倉）は昭和 52 年に鎌倉市勤労者共済会として発足し、平成 14 年度からはサービスセンター化し鎌倉市内企業の福利厚生 of 拡充を図ってまいりました。そしてこのたび、平成 24 年 10 月 1 日より、藤沢市勤労者福祉サービスセンターと統合し、また、対象地域を茅ヶ崎市にまで広げ「湘南勤労者福祉サービスセンター」として事業を展開してまいります。

この統合により、スケールメリットを活かした魅力ある事業展開や財政基盤の強化が図られ、安定的な運営が可能となります。会費も変わらず、これまでのサービス内容をさらに充実させ会員様のニーズに沿った事業展開を図ってまいりますので、いまだ未加入の事業所様におかれましては、この機会に是非ご加入をご検討ください。

また、レイウエル鎌倉の指定管理事業、相談事業、映画会の開催等も引き続き実施してまいりますので、今後も当センター事業へのご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

加入申込等 問合せ先 藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所第 2 庁舎 3 階
TEL0466-50-3533



各種相談

レイ・ウエル鎌倉では、相談無料・秘密厳守で次の相談を行っています。

電話予約のうえ、お気軽にご利用ください。

予約・申込み：レイ・ウエル鎌倉 TEL0467-47-1771

1 メールによる労働相談

労働問題全般にわたり、社会保険労務士が回答いたします。

市のホームページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html>)

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は一回の往復に限らせていただきます。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。

2 労働相談

労働問題や年金問題等に社会保険労務士が回答いたします。

日時：毎月第 1・3 日曜日 午後 1 時 30 分～4 時

3 労働法律相談

勤労者の直面する法律問題に弁護士がアドバイスします。

日時：毎月第2・4金曜日 午後1時30分～4時

4 メンタルヘルスカウンセリング

職場や日常生活のストレスで悩んでいるご本人、
その同僚や家族の方の相談に、産業カウンセラーが応じます。

日時：毎月第2土曜日 午後1時～4時



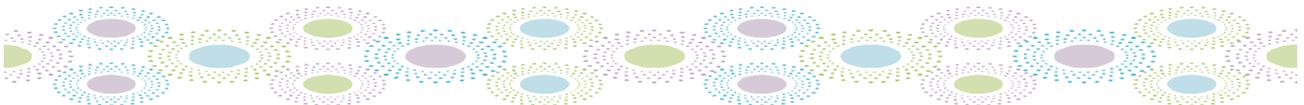
5 就職支援相談

キャリアカウンセラーによる個別相談です。就職活動に関する事なら何でもご相談ください。
お子さまの就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。

日時：平成24年10月24日（水）、11月28日（水）、12月26日（水）

平成25年1月23日（水）、2月27日（水）、3月27日（水）

午前10時～正午と午後1時～4時（一人50分） ※毎月1日から予約受付開始です※



街頭労働相談会



賃金が支払われない、退職勧奨をうけている、契約期間途中で解雇された、年金について、
パートの有給休暇・保険は？・・・などの相談に無料で応じます。どうぞお気軽にご相談ください。

なお、当日は、労働手帳などの労働関係資料も配布予定です。

日時：平成24年10月25日（木）午後13時～19時

10月26日（金）午後13時～19時

場所：大船ルミネウイング3階正面入口横

相談員：社会保険労務士・かながわ労働センター職員

主催：神奈川県かながわ労働センター

共催：鎌倉市・神奈川県社会保険労務士会藤沢支部

問合せ先：産業振興課勤労者福祉担当 TEL 0467-47-1771



第34回技能祭開催!

鎌倉市技能職団体連絡協議会（通称：技連協）参加組合による展示・実演・即売・相談会や各組合提供の豪華賞品も当たる「富くじ風抽選会」も行います。子どもから大人まで楽しめるイベントです。鎌倉の熟練の職人さん達とのふれあいを楽しんでください。

日 時：平成 24 年 10 月 14 日（日）小雨決行

場 所：鎌倉市役所 駐車場（最寄駅：JR 鎌倉駅・江ノ電鎌倉駅より徒歩 3 分）

※駐車場はありません。公共交通機関等をご利用のうえご来場ください。

抽選券配付開始時間：午前 10 時・午後 0 時 30 分 各回先着 200 人

〈お問い合わせ〉 勤労者福祉担当（レイ・ウエル鎌倉内）TEL 0467-47-1771



湘南・横浜若者サポートステーションは、働くことに不安をおぼえる若者ひとりひとりに対し、寄り添いながらサポートしています。運営団体のK2インターナショナルジャパンは、生活から就労までを一貫して支援する「ユーストータルサポート」に取り組んでおり、自治体、専門機関、学校、企業等との連携を綿密に行い、若者の新しい一歩を応援します。ご相談は予約制となっておりますので、まずはお電話ください。

対象者：15歳以上40歳未満
の方とご家族
利用料：ご利用は無料

〒247-0055 鎌倉市小袋谷 1-6-1-2F

TEL：0467-42-0203 FAX：0467-42-0204

shonan@k2-inter.com <http://k2-inter.com/shonan/>

月～金 10時～18時（土・日・祝日閉館）



「労働動態調査」にご協力をお願いします

市内の事業所に勤務する勤労者の実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得るとともに、市内勤労者の労務改善の参考資料となることを目的として、毎年10月1日現在で、「労働動態調査」を実施しています。

無作為に抽出した800事業所を対象に11月中旬に調査票を発送し、記入・返送をお願いしています。回答いただきました内容は調査目的以外には使用いたしません。調査対象となりました事業所におかれましては、ご協力をお願いいたします。

なお、昨年の調査結果は、『鎌倉市の労働事情 平成23年度』として、支所等に配置しました。また、市のホームページ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/roudoujijou.html> にも掲載しています。

〈お問い合わせ〉 勤労者福祉担当（レイ・ウエル鎌倉内）TEL 0467-47-1771